

子ども・子育て支援新制度の概要について

1. 子ども・子育て関連3法の概要

現在わが国においては、急速に少子高齢化が進行しており、晩婚化や晩産化、未婚化に加え、子育ての経済的負担感など様々な要因が影響していると言われています。

国は、これまで「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、様々な少子化対策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、待機児童問題や地域の子育て力の低下などから、抜本的な制度改革が求められていました。

そこで、国は平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連3法」に基づく、新たな制度「子ども・子育て新制度」により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進するとしています。

(1) 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実。

※保育所と幼稚園で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化。

(2) 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け。

(3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

○新制度は、消費税率の引上げ時期（H27年10月に10%）を踏まえて、H27年4月からの本格施行が予定されています。

2. 新制度のねらい

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○認定こども園の制度改善と普及促進

認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能をもつ施設で、保護者の仕事の状況に関わらず利用できる施設です。新制度では、設置手続きの簡素化や財政措置の一本化により、その普及を進めます。

(2) 保育の量的拡大・確保

○保育の受入人数を増やす

地域ニーズを踏まえ、認定こども園、保育所などを計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる「地域型保育事業」への財政支援を行うことで、保育の受け入れ人数の拡大と受け入れ施設の確保を図ります。

※「地域型保育事業」とは、新制度で創設される小規模保育（定員6人～19人）、家庭的保育（定員5人以下）、居宅訪問型保育（ベビーシッター）、事業所内保育（従業員のための保育）の4つの保育事業です。

（3）地域における子ども・子育て支援事業の充実

○妊娠・出産期、乳幼児期、学童期の支援を充実

新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期まで切れ目のない子育て支援事業の充実を図ります。

延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ（学童保育）、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、など13事業あります。

2. 現行制度からの主な変更点

（1）幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。
- ・ 保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領（施設・事業者が代理して給付を受領）する仕組みとします。

（2）市町村が制度の実施主体

市町村は、事業計画を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供します。

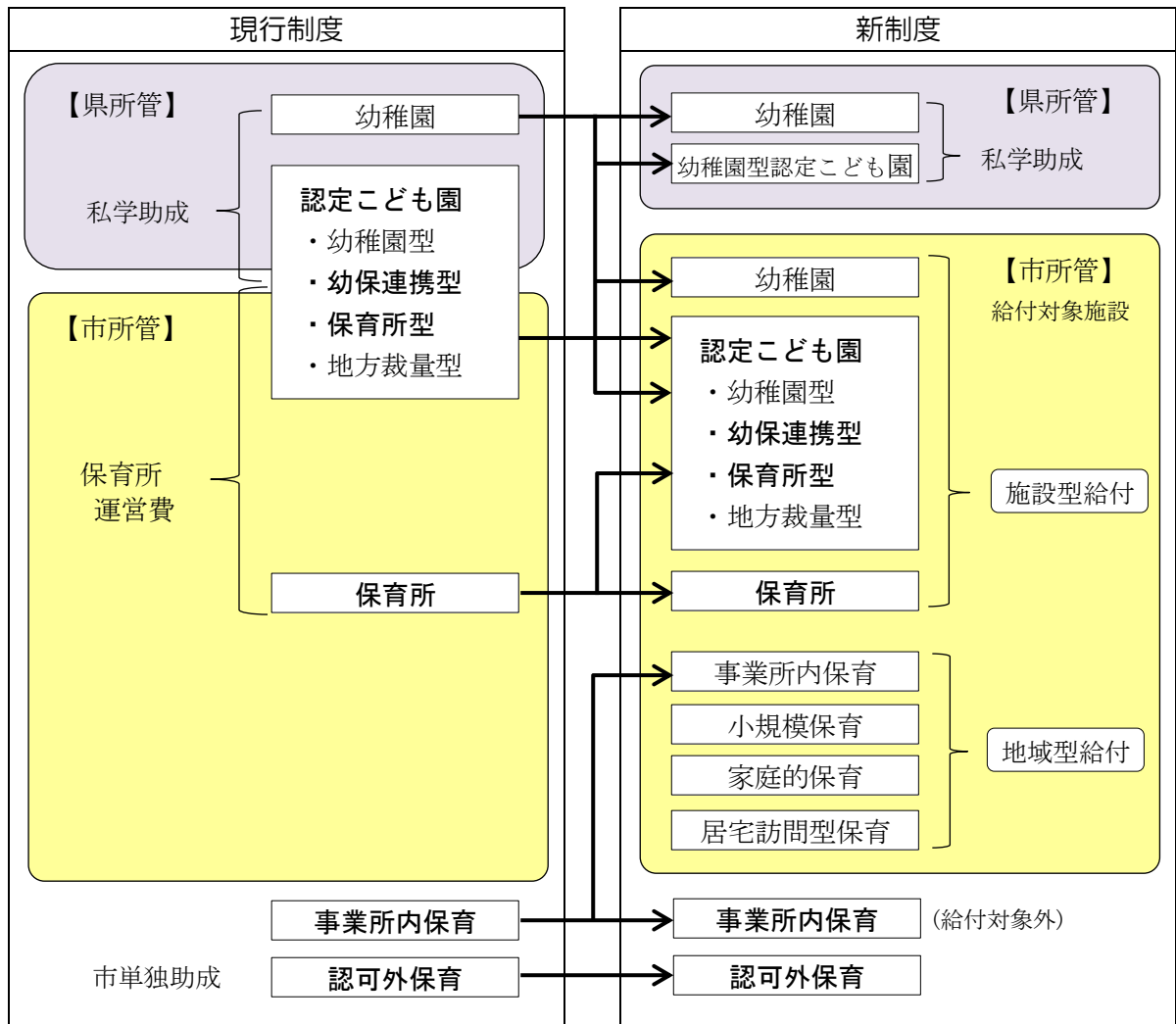
（3）放課後児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業として位置付け

対象児童が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されるとともに、設備・運営基準について、省令等に基づく市町村基準条例の設置が必要となります。

3. 給付と事業

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ◆地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・一時預かり ・地域子育て支援拠点事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・利用者支援 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・その他
現金給付	<ul style="list-style-type: none"> ■児童手当 	

現行制度から新制度への移行



現行の市内の保育施設

保育所

- ・公立公営保育園：19園（大和4、六日町7、塩沢8）
- ・公設民営保育園：上町保育園（六日町）、めぐみ野保育園（六日町）
- ・私立保育園：野の百合保育園（六日町）、わかば保育園（塩沢）

認定こども園

- ・幼保連携型：金城認定こども園（塩沢）、むいかまちこども園（六日町）
- ・保育所型：浦佐認定こども園（公設民営）

事業所内保育園

- ・ゆきんこハウス（ゆきぐに大和病院内）
- ・なかば保育園（五日町院内）
- ・キンダーガーデン（斎藤記念病院内）
- ・愛あい（南魚沼地域振興局庁内）

認可外保育施設

- ・こどもの広場たんぽぽハウス（六日町）

放課後児童クラブ

- ・公設民営：14クラブ（大和4、六日町6、塩沢4）
- ・私立：2クラブ（塩沢）

4. 給付対象施設の確認

（1）認可と確認

新制度における「施設型給付」、「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」が必要となります。

- ・「認可」：目的に合致した基準を満たしている
- ・「確認」：支給対象施設・事業である

（※）事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必要。

（2）確認を受けるための基準

認可基準を満たし認可を受けるとともに、「運営に関する基準」を満たす必要がありますが、認可・運営に関する基準は、国が示した基準をもとに市で定める必要があります。

（3）既存施設等の経過措置

新制度施行（H27年4月）の際に、既に存在する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、別段の申出があった場合を除き、「確認があったものとみなす」とされています。

5. 利用者関係

(1) 教育・保育給付を受けるための認定

- 教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号）を受けることが必要となります。【表1】
- 2、3号の認定には、保育を必要とする事由が必要です。
- 2、3号認定については、さらに「保育必要量」として「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられます。
- 認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なります。【表2】

認定区分【表1】

	保育を必要としない		保育を必要とする	
3歳以上児	1号認定	教育標準時間	2号認定	保育標準時間（120時間/月就労）
				保育短時間
3歳未満児	/		3号認定	保育標準時間（120時間/月就労）
				保育短時間

認定区分による施設・事業の利用区分【表2】

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	幼稚園	○	※	—
	認定こども園	○	○	○
	保育所	※	○	○
地域型	事業所内保育	※	※	○
	小規模保育	※	※	○
	家庭的保育	※	※	○
	居宅訪問型保育	※	※	○

※：特例による利用可

「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリット

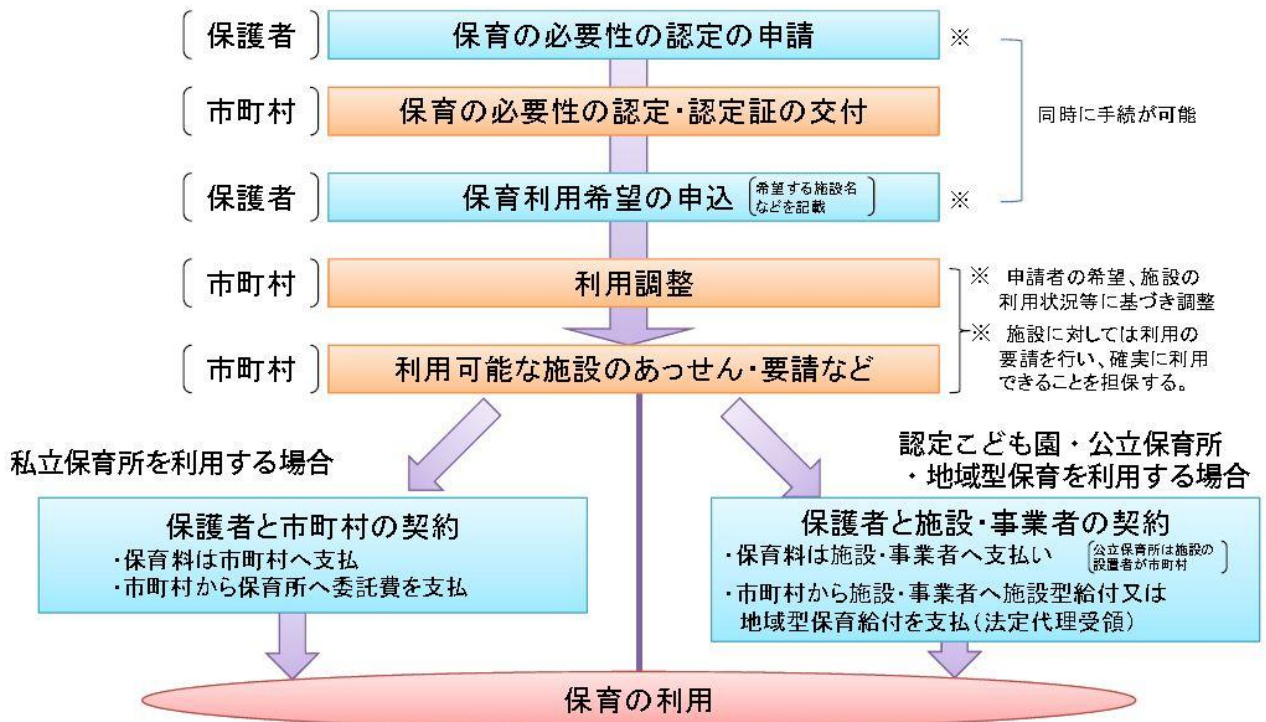
①利用者負担の軽減

パートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能となります。

②保育の受けやすさ

保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、その利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなります。

(2) 保育を必要とする場合の利用手順



保育所は市町村に保育の義務あるため、私立保育所の場合は保護者と市町村の間の契約、また、公立の認定こども園・保育所の場合は設置者が市町村であるため、保護者と市町村の間の契約となります。

私立の認定こども園・保育所の場合は保護者と施設・事業者の間の契約となります。